厚生労働省

インフラ長寿命化計画(行動計画)

令和3年度~令和7年度

令和3年3月31日 厚生労働省

目次

Ι.	18 CONC
$\mathbb{I}.$	計画の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
1	. 対象施設
2	. 計画期間
$\mathbb{I}.$	対象施設におけるこれまでの取組、現状と今後の課題・・・・・・・・・・・
1	. 水道
2	。医療
3	。福祉
4	. 雇用
5	· 年金
6	。官庁施設
\mathbb{V} .	中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し・・・・・・・・・12
V.	必要施策に係る取組の方向性・・・・・・・・・・・・・13
1	. 水道
2	。医療
3	。福祉
4	. 雇用
5	. 年金
6	。官庁施設
VI.	フォローアップ計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

I. はじめに

厚生労働省は、「国民生活の保障・向上」と「経済の発展」を目指すため、「社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進並びに労働条件その他の労働者の働く環境の整備及び職業の確保を図ること」及び「引揚援護、戦傷病者、戦没者遺族、未帰還者留守家族等の援護及び旧陸海軍の残務の整理を行うこと」を任務としており、水道、医療、福祉、雇用、年金などの分野で地方公共団体、独立行政法人等が管理する各インフラについて、的確な維持管理・更新等が行われるよう、制度等を整備する立場を担う一方で、検疫所、労働基準監督署、公共職業安定所等の各施設について、自らがインフラの管理者として、維持管理・更新等を実施する立場も担っている。

インフラ老朽化の状況については、各インフラによって異なるものの、法定耐用年数に達した水道管路の延長を表す管路経年化率は17.6%(平成30年度) に達していることや、厚生労働省が管理する官庁施設について、主要建築物が平均して築30年を超過しているなどを踏まえると、今後、これらのインフラの老朽化が急速に進行し、維持管理・更新等に係る費用が増大していくことが予想される。

そのような中、政府全体の取組としては、平成25年10月、関係府省庁が連携し、必要な施策を検討・推進するために、「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」が設置され、同年11月には、戦略的な維持管理・更新等の方向性を示す基本的な計画として、「インフラ長寿命化基本計画(以下「基本計画」という。)」がとりまとめられた。

基本計画により、メンテナンスサイクルの構築等による安全・安心の確保 や予防保全型維持管理の導入、必要性の低い施設の統廃合等によるトータル コストの縮減・予算の平準化等の取組を推進することとされ、各インフラの 管理者及びインフラを所管する立場にある国等(以下「所管者」という。) は、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の 方向性を明らかにするため、インフラ長寿命化計画(以下「行動計画」とい う。)の策定が求められたところである。

さらに、各インフラの管理者は、行動計画に基づき個別施設毎の具体の対応方針を定める計画として個別施設毎の長寿命化計画(以下「個別施設計画」という。)の策定もあわせて求められたところである。

これらを踏まえ、厚生労働省では、所管・管理する立場にあるインフラに関して、「厚生労働省インフラ長寿命化計画(以下「厚生労働省行動計画」という。)」を平成27年3月に策定し、計画期間である平成27年度から令和2年度の間に、各インフラの管理者が策定する行動計画及び個別施設計画の策定支援等の取組を実施し、インフラ長寿命化を推進してきた。今般、厚生労働省行動計画の計画期間が満了することから、これまでの取組、各インフラの現状・課題を踏まえ、更なるインフラ長寿命化の実現に向け、新たな厚生労働省行動計画を策定するものである。

※平成30年度水道統計(日本水道協会)

Ⅱ、計画の範囲

1. 対象施設

厚生労働省が所管・管理するインフラについて、安全性、経済性及び重要性の観点から、計画的な維持管理・更新等の取組を実施する必要性が認められる施設を対象とする(具体的な対象施設は次表のとおり)。

分野	対象施設
水道	水道施設(管路施設、浄水施設 等)
医療	病院(独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、独立行政法
	人労働者健康安全機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構が開設する施設、
	公的医療機関)
福祉	社会福祉施設等(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園及び都
	道府県・市町村等が設置する公立の入所・通所施設(保護施設、老人福祉施設、
	障害者支援施設、婦人保護施設、児童福祉施設、母子・父子福祉施設)等)
雇用	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する施設(職業能力開発
	短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、職業能力開発
	総合大学校、障害者職業総合センター、地域障害者職業センター)※借受施設
	を除く
年金	年金事務所
官庁施設	官庁施設(庁舎、宿舎 等(借受施設を除く))

また、個別施設計画の対象施設についても上記の表のとおりとする(官庁施設については、建築基準法第12条第2項及び官公庁施設の建設等に関する法律第12条第1項に規定する定期点検の対象外の施設を除く。)。ただし、次の①から③までの施設については、管理者等の判断により、対象から除くことができる。

- ① 主たる構成部が精密機械・消耗部材である施設
- ② 施設規模が小さく、予防保全型維持管理によるトータルコストの縮減効果が限定的であり、経済性・効率性に鑑みて、事後保全により対応する方が効果的な施設
- ③ 建設、更新等の実施後、間もない施設及び廃止が予定されている施設

なお、既に同種・類似の計画を策定している場合には、当分の間、当該計画をもって、個別施設計画に代えることができる。

2. 計画期間

令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までを計画期間とする。

Ⅲ、対象施設におけるこれまでの取組、現状と今後の課題

1. 水道

(1)点検・診断/修繕・更新等

水道資産の約7割を占める管路においては、これまで適切なアセットマネジメント(長期的視野に立った計画的な資産管理)の実施促進などの技術的支援や管路の耐震化や更新に要する費用への財政的支援に取り組んできたが、高度経済成長期に整備された施設の更新が進んでいないのが現状である。法定耐用年数に達した水道管路の延長を表す管路経年化率は17.6%(平成30年度)に達しており、水道管路に係る事故については年間で21,672件(平成30年度)発生している状況である。一方で、水道管路の更新率は近年減少傾向にあり、平成30年度現在で0.68%にまで低下しており、水道管路の老朽化は今後ますます進んでいくものと見込まれるため、水道事業者等は計画的な施設更新に努める必要がある。

(2) 基準類の整備

水道施設が有すべき施設基準及び技術的基準については水道法(昭和32年法律177号)に規定されているほか、水道施設の維持管理・更新や水道施設台帳に関する基準が平成30年12月の改正水道法により規定された。また、適切な資産管理にあたり、水道事業者等の参考になるよう、「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」や「簡易な水道施設台帳の電子システム導入に関するガイドライン」を策定し、周知を図ってきた。今後も引き続き、水道事業者等において、これら基準類を踏まえた適切な資産管理を行っていく必要がある。

(3)情報基盤の整備と活用

水道施設の維持管理・更新に必要な情報については、古い施設の情報が逸失している場合もあり、必ずしも十分に管理されている状況ではない。今後の施設更新に向けては、水道施設台帳はもとより、日常の維持管理上の情報を電子化するなどして、水道事業者等において多角的に分析できるようにしておくことも重要である。

(4) 個別施設計画の策定・推進

前項(1)~(3)及びアセットマネジメントを通じて、水道事業者等において老朽化施設の更新計画が適切に策定されるよう、取組の推進を図ってきた。具体的には、個別施設計画の策定方法を定めた「水道事業ビジョン作成の手引き」をはじめ、「アセットマネジメントに関する手引き」、アセットマネジメントの「簡易支援ツール」、「耐震化計画等策定指針」の作成・周知等に取り組んできた。その結果、

進捗が図られた一方、一部に遅れも見られることから、引き続き、手引き等を周知するとともに、その内容の充実に努めることで、個別施設計画の策定・更新を促していく必要がある。

(5) 新技術の開発・導入

水道施設の維持・修繕の必要性について、水道事業者等の参考となるよう各種講習会等の機会を通じ情報発信している。「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」の作成・公表を通じて、新たな技術の採用を促している。また、水道事業者等に対して新技術の導入状況を令和元年度に調査したところ、導入割合が36%であったことを踏まえて、更なる導入促進のため、今後、優良事例を事例集などとしてとりまとめ、水道事業者等に周知していく必要がある。

(6)予算管理

全国の水道の資産規模は40兆円を超え、これらの水道施設を更新していくには多大な費用と時間を要する。水道事業等は企業会計原則に基づき、原則として独立採算方式で行われており、事業運営の健全性・安定性には、適正な水道料金による収入の確保が不可欠である。しかしながら、その料金収入が不足しているために、老朽化した水道施設の更新を実施できない水道事業者等が多くある。各水道事業者等においては、事業の収支を試算のうえ収支の見通しを作成しその公表に努めるなど、長期的視点に立った計画を策定し、更新対象の重点化及び事業量の平準化を図りながら進める必要がある。

(7) 体制の構築

日本の水道は、98.0%(平成30年度末時点)と高い普及率に達し、 国民の生活の基盤として必要不可欠なものとなっている。その一方で、 水道施設の老朽化の進行や耐震化の遅れ、多くの水道事業者が小規模 で経営基盤が脆弱であり、水道事業等を担う人材の減少や高齢化が進 んでいるといった課題に直面している。将来にわたり安全な水の安定 供給を維持していくためには、市町村の区域を越えた広域連携や適切 な形態の官民連携などに取り組み、水道の基盤強化を図ることが重要 である。

(8) 法令等の整備

(1)~(7)に示す水道における現状と課題を踏まえ、厚生労働省は平成30年12月に水道法を改正し、令和元年9月に水道の基盤を強化するための基本的な方針を策定した。この基本方針に基づき、各水道事業者等にインフラの長寿命化に関する更なる取組を推進している。

2. 医療

(1)点検・診断/修繕・更新等

独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、独立 行政法人労働者健康安全機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構 が開設する病院並びに公的医療機関については、施設の劣化状況を把 握するために、日常的な巡視に加え定期点検を実施している。

各施設は現在、点検・診断の結果に基づいて把握した不具合に対して、予算の範囲内において劣化・損傷の状態に応じた修繕を実施している。今後も病院機能の継続的な提供と予算の平準化を図る観点から、不具合が発生する前の段階で定期的、計画的な修繕、更新を行うよう努める必要がある。

(2) 基準類の整備

病院施設の定期点検については、建築基準法(昭和25年法律201号)等で定められた実施方法に基づいて行われている。これらの基準類の改定等について厚生労働省は、特に医療機関に関わりが深いものについて情報収集し、各施設を管理する者へ周知徹底する必要がある。

(3)情報基盤の整備と活用

病院施設の維持管理・更新等に必要な情報は、法令等に基づき、台帳として整備・保管することとされている。こうした台帳に記載された情報に基づいて、維持管理に係る情報を適切に管理し、計画的な更新を行うために活用していく必要がある。

(4) 個別施設計画の策定・推進

医療施設の個別施設計画の策定に当たっては、令和2年1月に「医療施設に係るインフラ長寿命化計画(個別施設計画)策定のための手引」を策定し、施設の管理者が個別施設計画を策定するための支援を行っているところであるが、策定率は令和2年4月1時点で約24%となっており、低調なものとなっている。

計画策定が遅延している理由としては、

- 新型コロナウイルス感染症や災害への対応による業務の逼迫
- 財政上の理由などにより施設の点検・診断に着手できていない。
- ・施設の点検・診断、状況分析に時間を要していた
- 計画策定に必要なデータの収集に時間を要している。

などとなっている。策定の手引の周知や中長期的な維持管理・更新費の見通しの公表などを行い、引き続き計画策定を促していく必要がある。

(5) 新技術の開発・導入

病院施設の長寿命化を図るためには、適切な点検・診断や施設の機能保全のための費用を低減させるための適時・的確な対策を行っていくことが重要であり、関係省庁とも連携しつつ、これらを高度化、効率化していくための新技術の開発・導入を推進する必要がある。

(6) 予算管理

各施設の予算の執行に当たっては、限られた予算の中で適切な事業効果の発現が図られるよう、事業の実施・予算管理を適切に行うことが重要である。

特に、点検・診断を通じて把握した劣化・損傷の状況を踏まえ、個別施設毎に対策費用や緊急性を検討の上、優先順位を考慮し、今後は、費用対効果を踏まえて、より一層計画的な修繕、更新を行うために、予算支出の平準化に努める必要がある。

(7) 体制の構築

インフラの機能を発揮し続けるためには、管理者等が各基準やマニュアル等を正確に理解し、適切な維持管理・更新等を実行することが不可欠である。

また、新技術の開発・導入による維持管理・更新等の効率化が期待される中、他分野の知見も参考にしつつ、それらを現場で有効に活用し、最大限の効果を発揮することが求められる。

さらに、建築物・建築設備の点検・診断を行う際、一定の能力を有する民間企業への委託は有効な手段の一つであるが、点検・診断の結果に応じて更に詳細な点検・診断が必要となることから、必要経費を事前に算定することを困難にしており、個別施設において日常的に施設の状況を把握できる能力のある人材の確保が求められる。

これらの課題に適切に対応し、将来にわたる維持管理・更新等の担い手を確保していくことが重要である。

(8) 法令等の整備 該当なし。

3. 福祉

(1) 点検・診断/修繕・更新等

社会福祉施設等については、維持管理、更新等に当たって、各施設が有する機能や設備環境等に応じ、定期的な点検・診断、災害発生後の緊急点検等の不定期な点検等が行われている。引き続き対象施設の点検等を着実に進めていくとともに、トータルコストの縮減や予算の平準化を図るため、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を計

画的に行っていく必要がある。

(2) 基準類の整備

社会福祉施設等の定期点検については、建築基準法等で定められた 実施方法に基づいて行われており、これらの基準類の改定等について、 特に社会福祉施設等に関わりが深いものについて情報収集し、各施設 を管理する者へ周知する必要がある。

(3)情報基盤の整備と活用

社会福祉施設等の維持管理・更新等に必要な情報は、法令等により 台帳として整備・保管することとされている。こうした台帳に記載さ れた情報に基づいて、維持管理に係る情報を適切に管理し、計画的な 更新を行うために活用していく必要がある。

(4) 個別施設計画の策定・推進

社会福祉施設等の個別施設計画の策定に当たっては、令和元年12月に「社会福祉施設等に係るインフラ長寿命化計画(個別施設計画)策定のための手引」を策定し、施設の管理者が個別施設計画を策定するための支援を行っているところであるが、社会福祉施設全体での計画の策定率は令和2年4月1時点で約40%となっており、低調なものとなっている。

計画策定が遅延している理由としては、

- 新型コロナウイルス感染症や災害への対応による業務の逼迫
- 基礎データの収集や関係部署等との調整に時間を要すること
- 計画策定に必要な予算・人員の不足
- 費用の算定等計画策定のための知見がないこと

などとなっている。策定の手引の周知や中長期的な維持管理・更新費の見通しの公表などを行い、引き続き計画策定を促していく必要がある。

(5) 新技術の開発・導入

社会福祉施設等の長寿命化を図るためには、適切な点検・診断や施設の機能保全のための費用を低減させるための適時・的確な対策を行っていくことが重要であり、そのためには、新技術の導入を積極的に推進する必要がある。

(6) 予算管理

厳しい財政状況下で社会福祉施設等の長寿命化を着実に進めていく ため、各施設において修繕の必要性等を考慮して、計画的な修繕、更 新を行うことで、トータルコストの縮減や予算支出の平準化に努める 必要がある。

(7) 体制の構築

社会福祉施設等において、技術職員の不足等、維持管理・更新を実施するために必要な人材・体制の確保が課題となっている。

(8) 法令等の整備 該当なし。

4. 雇用

(1) 点検・診断/修繕・更新等

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下本項目において「機構」という。)が設置する施設については、施設の劣化状況を把握するために、日常的な巡視に加え定期点検を実施している。

これまで予算の制約等もあり、主に、点検・診断の結果に基づいて 把握した不具合に対して劣化・損傷の状態に応じた修繕を実施してき たところであるが、トータルコストの縮減や予算の平準化を図る観点 からも、損傷が軽微な早期段階に予防的な修繕等を実施することで建 物等の機能の維持・回復を図る「予防保全型維持管理」を一層推進し ていく必要がある。

(2) 基準類の整備

機構が設置する施設の定期点検については、建築基準法等で定められた実施方法に基づいており、保全については、「建築物点検マニュアル・同解説」((財)建築保全センター)等を参考としている。

これらの基準類の改定等について情報収集し、改定等が行われた場合には速やかに機構へ周知徹底する必要がある。

(3)情報基盤の整備と活用

機構では、建物情報データベースにおいて、所有している建物等の 取得年月日等の基礎情報、劣化状況、修繕履歴等を保全台帳として登 録、管理しており、これら維持管理に係る情報を適切に管理し、計画 的な修繕、更新を行うために活用していく必要がある。

(4) 個別施設計画の策定・推進

対象となる全ての建物に係る個別施設計画の策定は、完了しており、 今後は、策定した個別施設計画(中長期保全計画(施設の運用段階に おける保全の実施内容、予定年度、概算額に係る計画))について、 必要な見直しを図っていく必要がある。

(5) 新技術の開発・導入

機構が設置する施設については、老朽化した施設の増大、設置年度の偏りによる修繕、更新費用の集中化といった課題を踏まえ、今後、より一層新技術の導入を進めていく必要がある。

(6)予算管理

厳しい財政状況下で機構が設置する施設の長寿命化を着実に進めていくため、点検・診断を通じて把握した劣化・損傷の状況を踏まえ、個別施設毎に対策費用や緊急性を検討の上、優先順位を考慮し、これらの計画的な修繕、更新を行うことで、予算支出の平準化に努める必要がある。

(7) 体制の構築

これまで、個別施設計画の対象施設に「施設保全責任者(施設長)」及び「施設保全担当者(総務課長等)」を設置する等、施設における保全業務の実施責任体制を明確にし、体制確保を図ってきた。インフラの機能を発揮し続けるためには、施設の保全責任者等が基準やマニュアル等を正確に理解し、的確に維持管理・更新等を実行することが不可欠であり、そのための人材育成を図っていく必要がある。

また、施設の老朽化の進行に伴い、今後ますます施設の維持管理・ 更新等に対する重要性が増すと見込まれることを見据え、維持管理・ 更新等を着実に実施するために必要となる技術系職員の人材確保や体 制拡充を行っていく必要がある。

(8) 法令等の整備 該当なし。

5. 年金

(1) 点検・診断/修繕・更新等

日本年金機構(以下本項目において「機構」という。)が設置する年金事務所については、建物・設備の保全及び安全を確保するため、各種法令等に基づき点検を行っており、点検結果を踏まえて修繕等維持管理を行っている。

各種法令点検では損傷を伴わない劣化を把握することは困難であり、 予防的な整備を視野に入れた劣化状況の把握が課題となっている。

また、312年金事務所のうち、旧耐震基準により建築された109年金事務所について耐震診断を行い、令和2年度末時点で2年金事務所が耐震補強工事施工未着手となっている。

今後、耐震診断結果により耐震不足とされた年金事務所で耐震補強 工事施工未着手(2か所)の耐震補強工事を優先的に進めていく必要 がある。

(2) 基準類の整備

年金事務所の定期点検は、各種法令等で定められた実施方法に基づき実施している。

整備については整備基準を示し年金事務所別に整備計画を作成、予算を効果的に執行している。

なお、年金事務所は高齢者、障害者を中心に不特定多数のお客様が訪れる特性から、バリアフリーに重きを置いた整備に留意することが必要となる。

(3)情報基盤の整備と活用

年金事務所の修繕等各種情報については、統一したデータベース(エクセルの一覧表)で一括管理しているとともに、施工図書の収集・画像化の作業を進めている。

なお、年金事務所によっては、整備時期が古い等の理由により、施設の完成時の施工図書等を逸失しているものがみられ、修繕等に当たって改めて情報を収集する必要が生じるなど、多くの手間を要し、修繕を行う際、短期間に整備できない状況が生じている。

(4) 個別施設計画の策定・推進

個別施設計画に基づき整備業務を実施しているが、設計期間の長期 化や入札不調による施工時期の遅延が発生した都度、予算の範囲内で 計画を見直し、実施している(設計期間中に新たな損傷や緊急修繕が 発生した場合は、整備内容の追加や一部廃止等も行っている)。

また、設計期間の長期化等により計画を適時に修正しているが、竣工時期で比較した場合、当初計画(平成28年度)よりも1年間程度竣工が遅れている。

なお、令和2年度についてはコロナ対策に係る予算計画の見直し等 による調達作業停止期間があり竣工時期は計画よりも更に半年程度遅 れている。

(5) 新技術の開発・導入

機構が委託している管理業者より情報を収集している。

(6) 予算管理

年金事務所の大半は、建設から30年余を経過しており、老朽化が著しい状況にあり、点検・診断結果に基づき、優先順位を考慮し予算の範囲内で計画的に実施している。

なお、維持管理・更新等を的確に行っていく必要があるため、点検・

診断結果を踏まえて、トータルコストの縮減を図るとともに、これらの計画的な実施により予算支出の平準化に努める必要がある。

(7)体制の構築

平成28年10月に施設整備を行う部署を本部に集約、建築専門官等の高度専門的知識を有する者から研修を受ける等により人材確保・育成を行っている。

また、より多くの事業者が入札に参加できるよう見積期間の確保や、 契約後業務開始までの体制整備期間の確保を考慮した調達スケジュー ル及び仕様書の詳細化を検討することとしている。

(8) 法令等の整備

該当なし。

6. 官庁施設

厚生労働省が所管する官庁施設は、施設の点検・診断に基づく補修・更新を継続的に行っていくメンテナンスサイクルを確立するとともに、その実行に必要な体制を確保し、施設の長寿命化・延命化を図っていく必要がある。

(1) 点検・診断/修繕・更新等

法令や告示に基づき点検を実施しており、個別施設計画に基づき修繕・更新を行っているところである。今後も引き続き、法令や告示に基づき点検を行い、限られた予算の中で、個別施設計画に基づき修繕・更新を行い、適切に維持管理していく必要がある。

(2) 基準類の整備

施設の破損等の変形や経年劣化等を把握する点検等が実施されているが、点検・診断・修繕・更新等に至る各段階に求められる取組の内容や品質など、メンテナンスサイクルを実施する上で不可欠な基準類を周知徹底する必要がある。

(3)情報基盤の整備と活用

施設によっては、整備時期が古い等の理由により、記載されている情報が不十分なものや、施設の完成時の図面が逸失しているものもみられ、点検・診断等に当たって改めて情報を収集する必要が生じるなど、多くの手間を要する場合もある。

このため、必要な情報を効果的かつ効率的に収集するとともに、これら情報を計画的な維持管理・更新等の実施に活用していく必要がある。

(4) 個別施設計画の策定・推進

対象となる官庁施設については、全て個別施設計画の策定を完了しており、今後、策定した個別施設計画を更新していく必要がある。

(5) 新技術の導入

現在、施設の点検・診断の多くは、目視による状態の確認を基本として実施されており、対策の内容や優先度等の判定を実施している場合もある。

このような中、今後より効率的に施設の維持管理・更新等を行っていくためには、戦略的に新技術の導入を進めていく必要がある。

(6)予算管理

厳しい財政状況化においても、維持管理・更新等を的確に行っていく必要があるため、維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減を図るとともに、これらの計画的な実施により予算支出の平準化に努めることが必要である。

(7) 体制の構築

必要なインフラ機能を維持するためには、一定の技術力をもった人材を確保することが不可欠であり、メンテナンスサイクルの構築と合わせて、その実行に必要な体制の構築等を行っていく必要がある。

(8) 法令等の整備

該当なし。

Ⅳ. 中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し

インフラの維持管理・更新等に係る費用の縮減、平準化を図り、必要な予算の確保を進めていくためには、中長期的な将来の見通しを把握し、それを一つの目安として、戦略を立案し、必要な取組を進めていくことが重要である。

これまで、各インフラの管理者が策定する個別施設計画の策定支援等の取組を行ってきたところであるが、施設や管理者によってはその進捗に遅れが見られ、実態が十分に把握されていない施設もある。

このため、今後、引き続き個別施設計画の策定支援等に取り組むとともに、個別施設計画に記載される対策費用等の必要な情報を把握の上、中長期的な維持管理・更新等のコストの見通しを推定することとする。各分野で推定した結果については、順次厚生労働省ホームページ(https://www.mhlw.go.jp/topics/2015/04/tp0416-01.html)へ掲載する。

また、各施設管理者は、維持管理・更新等に係る予算の確保に関して十分な政策的対応を積極的に図る必要がある。その際、施設の長寿命化への取組

や技術開発等による維持管理・更新等に係る費用の縮減・平準化を進めるとともに、今後の都市、地域の構造の変化に対応して施設の必要性自体を再検討するなど、効率的・効果的な維持管理・更新等に取り組む。

V. 必要施策に係る取組の方向性

「Ⅲ. 対象施設におけるこれまでの取組、現状と今後の課題」を踏まえ、 以下の取組を進める。

1. 水道

(1)点検・診断/修繕・更新等

- ・アセットマネジメントに基づいた適切な更新計画の策定の重要性について水道事業者等の理解を促すとともに、老朽度判定等に必要な施設情報の適切な管理を促す。
- 施設情報を活用した老朽化施設の更新優先順位の考え方等に関するマニュアル等の情報提供を行い、水道事業者等による実効性のある更新計画の策定を促す。
- ・全国の基幹管路、浄水場、配水池について、電気・機械・計装設備も含めた老朽施設の更新及び耐震化を推進すべく、施設更新及び耐震化の状況把握及び情報発信に努める。

所管者としての取組

- ・現在も推進しているアセットマネジメントにより、技術的機能を有し、財源の裏付けのある更新計画 の策定及びその取組を加速させる。
- 施設健全度の向上や事故防止の推進に向け、日常の維持管理及び保守点検の適切な継続実施の必要性を発信する。
- 老朽度判定など多角的な分析が可能となるように、施設情報の電子化を推進し、マニュアル類の情報 発信を行う。
- ・ 水道統計情報の整理や調査業務の実施により、水道施設の老朽化及び耐震化状況の把握及び情報発信を行う。

(2) 基準類の整備

- アセットマネジメント、施設の維持管理、耐震化及び再構築等に係るマニュアル等の整備を図る。
- ・水道事業者等が行う取組の効率的な実施に向け、当該マニュアル等の活用を促すべく、都道府県等の関係行政機関と連携して講習会等を開催する。
- 水道事業の企画、経営、管理に関する総合的な助言等により水道事業者等を支援する。

所管者としての取組

- アセットマネジメントの推進に向け、以下の指針類の活用を促す。
 - 水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き(平成21年7月) 厚生労働省 健康局水道課
 - ー簡易支援ツールを使用したアセットマネジメントの実施マニュアルVer.2.1(令和2年3月) 厚生 労働省医薬・生活衛生局水道課
 - 一水道料金算定要領(平成27年2月改訂版) 公益社団法人 日本水道協会
- ・施設の適正な維持管理、情報の電子化の推進に向け、以下の指針類の活用を促す。
 - 一水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン(令和元年5月)厚生労働省医薬・ 生活衛生局水道課
 - 一水道維持管理指針(2016年)公益社団法人 日本水道協会
 - 一水道施設機能診断の手引き(平成17年4月) 公益財団法人 水道技術研究センター
- ー簡易水道等小規模水道における水道施設台帳作成の手引き(令和元年11月)全国簡易水道協議会
- ー簡易な水道施設台帳の電子システム導入に関するガイドライン(平成30年5月)厚生労働省医薬・ 生活衛生局水道課
- 施設の耐震化対策に際し、以下の指針類の活用を促す。
 - 一水道施設設計指針2012 公益社団法人 日本水道協会
 - 一水道施設耐震工法指針・解説 2009年版 公益社団法人 日本水道協会
 - 水道の耐震化計画等策定指針(平成27年6月)厚生労働省
 - 一水道の耐震化計画等策定指針の解説(平成20年10月) 公益財団法人 水道技術研究センター
 - 一耐津波対策を考慮した下水道施設設計の考え方(平成24年3月) 国土交通省 下水道地震・津波対策技術検討委員会
 - 一地震時等緊急時対応の手引き(平成25年3月) 公益社団法人 日本水道協会
- ・施設更新時の再構築に際し、以下の指針類の活用を促す。
 - 一水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き(平成23年12月) 厚生労働省健康局水道課
 - 一水道広域化検討の手引き(平成20年8月) 公益社団法人 日本水道協会
 - 「水道基盤強化計画」作成の手引き(令和元年9月)厚生労働省医薬・生活衛生局水道課
 - 一水道施設設計指針 2012年版 公益社団法人 日本水道協会
 - 一水道施設更新指針(平成17年5月) 公益社団法人 日本水道協会
- ・ 上記指針類について、改定等された場合、周知徹底する。

(3)情報基盤の整備と活用

施設情報を電子化して整理することを推奨し、老朽度判定など多角的な 分析を可能とした施設情報管理を推進する。

所管者としての取組

- ・水道事業者等による水道施設台帳を令和4年9月までに整備するとともに、水道施設台帳の電子化を推進する。
- ・平成27年度から厚生労働省で整備・運用を開始した危機管理情報の電子化(水道地図情報提供システム)の運用を引き続き推進する。

(4) 個別施設計画の策定・推進

•前項(1)~(3)及びアセットマネジメントを通じて、水道事業者等において老朽化施設の更新計画が適切に策定・更新されるよう、取組の推進を図る。

所管者としての取組

- ・現在も推進しているアセットマネジメントにより、技術的機能を有し、財源の裏付けのある更新計画 の策定及びその取組を加速させる。
- アセットマネジメントの推進に向け、以下の指針類の活用を促す。
 - 水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き(平成21年7月)厚生労働省 健康局水道課
 - ー簡易支援ツールを使用したアセットマネジメントの実施マニュアルVer.2.1(令和2年3月)厚生労働省医薬・生活衛生局水道課
- ・上記指針類を活用した計画策定が行われるよう、講習会等を通じた助言等を行う。

(5) 新技術の開発・導入

・水道施設の維持・修繕の必要性を各種講習会等を通じて発信することにより関係者間で課題を共有し、民間企業等における技術開発を促し、水道事業者等による積極的な新技術の導入の促進を図っていく。

所管者としての取組

○課題の共有

・水道施設の点検を含む維持・修繕の必要性を、全国水道関係担当者会議等を通じて発信する。

〇研究開発

・水道技術研究センター等を核とした調査・研究体制を推進する。

○現場展開

• 水道技術研究センター等で取りまとめられる成果が現場で活かされるよう水道事業者等への周知に努める。

(6) 予算管理

- 施設の老朽化と財政状況の悪化が懸念される中、財政収支見通しを正しく把握するべく、資産管理の適切な実施とアセットマネジメントの導入を推進し、中長期的なアプローチで、水道事業者に財源の裏付けある計画的な更新への投資を促す。
- ・将来的な水道サービスの持続に必要な更新費用の確保を見据え、料金収入に基づいた健全かつ安定的な事業運営を推進するために必要な水道料金の見直しを促進する。

所管者としての取組

○アセットマネジメントを通じた適正な資産管理の推進

- ・現在も推進しているアセットマネジメントにより、技術的機能を有し、財源の裏付けのある更新計画 の策定及びその取組を加速させる。
- アセットマネジメントの推進に向け、以下の指針類の活用を促す。
- 一水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き(平成21年7月)厚生労働省 健康局水道課
- ー簡易支援ツールを使用したアセットマネジメントの実施マニュアルVer.2.1(令和2年3月)厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

○水道料金の見直し

- ・ 財源確保に係る水道料金の見直しにおいて、以下の指針類の活用を促す。
 - 一水道料金算定要領(平成27年2月改訂版)公益社団法人 日本水道協会

〇財政支援

- ・ 重点的な実現方策を推進させる具体的な国庫補助事業を展開し、国庫補助対象事業の重点化、集約化 を図ることで、施策体制を充実化する。
- ・将来的にさらに必要となる水道施設の耐震化や更新に係る事業は、優先的に推進すべき事業もあるため、効果的な対象事業の設定に配慮する。

(7) 体制の構築

- ・水道事業等の運営に必要な人材の確保や経営面でのスケールメリットを 活かし効率的な事業運営を図るため、広域連携を推進する。
- 地域の実情に応じた適切な形態の官民連携を推進する。

所管者としての取組

○広域連携の推進

・「「水道広域化推進プラン」の策定について(平成31年1月25日付け総務省自治財政局長、厚生労働 省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)」において、各都道府県に対し、水道広域化推進プラン を令和4年度末までに策定するよう要請したところであり、引き続き策定を促す。

○官民連携の推進

- ・民間事業者との連携を推進するべく、以下の指針類の活用を促す。
 - 一水道事業における官民連携に関する手引き(令和元年9月改訂)厚生労働省医薬・生活衛生局水道 課
- ・官民連携を推進するため、官民連携推進協議会を開催する。

(8) 法令等の整備

・水道法で定めてられている施設基準を遵守した施設整備がなされるよう、 指導していくとともに、機会を捉えて必要な法令や制度等の検討・整備 を行う。

2. 医療

(1)点検・診断/修繕・更新等

- •独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、独立行政 法人労働者健康安全機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構が開 設する病院並びに公的医療機関については、建築基準法等に基づく定期 点検を引き続き着実に実施するよう促すとともに、修繕等が必要と判断 された建築物・設備を中心にできる限り長期的に利用する観点から実施 するよう促す。
- 各施設が建築物・建築設備の修繕等を行うに当たっては、必要に応じて 各々の申請に基づき、各種補助金等による支援を継続する。

(2) 基準類の整備

・病院施設の定期点検については、建築基準法等で定められた実施方法に 基づいている。これらの基準類の改定等について情報収集し、各施設へ 周知徹底する。

(3)情報基盤の整備と活用

- 施設の維持管理・更新等で得られる情報は、合理的かつ効率的な管理や 適切な設計・施工を行う上で重要なものである。このため施設の維持管理・更新等の際には、単に維持管理・更新等の情報だけでなく過去に蓄 積されていない施設の諸元、施工条件などの情報の積極的な収集・蓄積 を図るよう促す。
- ・収集した情報は、戦略的な維持管理・更新等に不可欠である日常的な点 検作業の効率化や今後の老朽化進行予測、ライフサイクルコストの算定 等に活用していくよう促す。

(4) 個別施設計画の策定・推進

- ・病院施設について、個別施設計画の策定・更新を促す。特に、未策定の施設については、個別施設計画の主たる内容をまとめた一覧表の公表等の情報提供など、管理者の取組状況に応じた支援を行う。
- 個別施設計画は、中長期保全計画として、①施設の運用段階における保全の実施内容、②予定年度、③概算額に係る計画 等を中心に構成し、必要に応じて、用途変更、集約化、廃止・撤去、耐震化等の必要な対策を追加する。
- 個別施設計画は、大規模な修繕が行われた後等、その必要があるときは 見直しを行うよう促す。

(5)新技術の開発・導入

・業界団体や関係省庁から建築物全般に係る点検・診断、長寿命化に資する材料・構工法等や新技術が導入された先進的な取組事例を収集・把握

し、病院施設で活用できる事例があれば情報提供を行う。

(6) 予算管理

・各施設において、点検・診断を通じて把握した劣化・損傷の状況を踏まえ、個別施設毎に費用や緊急性を検討の上、優先順位を考慮し、計画的な取組を行うことで、トータルコストの縮減、予算の平準化に努めるよう促す。また、新技術の導入により、費用の縮減に努めるよう促す。

(7) 体制の構築

- ・施設の老朽化の進行に伴い、今後ますます施設の維持管理・更新等に対する重要性が増すと見込まれることを見据え、維持管理・更新等を着実に実施するために必要となる人材・体制を確保することを促す。
- 専門知識や経験の少ない保全担当者に対しては、施設内外での知識 経験の共有を推進する。

(8) 法令等の整備

該当なし。

3. 福祉

(1) 点検・診断/修繕・更新等

・法令等に基づき、社会福祉施設等の点検や更新等の取組が確実に実行されるよう、相談対応、支援策についての周知を行っていく。また、損傷が軽微な早期段階に予防的な修繕等を実施することで建物等の機能の維持・回復を図る「予防保全型維持管理」を推進していくよう促す。

(2) 基準類の整備

・社会福祉施設等において、基準、マニュアル等について周知が進むよう、 必要に応じて情報提供等を行う。

(3)情報基盤の整備と活用

- 社会福祉施設等において、財産台帳に修繕等に関する情報を記載する等 法令等に基づいた適切な管理が行われるよう、周知を行う。
- ・収集した情報は、戦略的な維持管理・更新等に不可欠である日常的な点 検作業の効率化や今後の老朽化進行予測、ライフサイクルコストの算定 等に活用していくよう促す。

(4) 個別施設計画の策定・推進

・対象となる社会福祉施設等について、定期的な点検のサイクルを踏まえて、個別施設計画の策定・更新をするよう促す。特に、未策定の施設については、個別施設計画の主たる内容をまとめた一覧表の公表等の情報

提供など、管理者の取組状況に応じた支援を行う。

(5) 新技術の開発・導入

・建築物全般に係る点検・診断、長寿命化に資する材料・構工法等について、業界団体や関係省庁から新技術の活用やメンテナンスコストの低減に係る好事例などを収集し、特に社会福祉施設等に関わりが深い新技術が開発・導入された場合には、社会福祉施設等への情報の共有に努める。

(6) 予算管理

- ・前項(1)~(5)の取組等を通じて、社会福祉施設等において、計画 的な維持管理・更新等を行い、必要な予算の確保、適正な執行が行われ るよう促す。
- ・また、国においても、維持管理・更新等が適切に行われるよう、必要な 予算の安定的な確保に努める。

(7) 体制の構築

・営繕担当部局との連携や民間活用等の人材・体制確保に係る好事例を収集・展開し、社会福祉施設等の維持管理・更新等を着実に実施するために必要となる人材・体制を確保することを促す。

(8) 法令等の整備

該当なし。

4. 雇用

(1) 点検・診断/修繕・更新等

・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下本項目において「機構」という。)が設置する施設については、法令等に基づき定期に点検させ、修繕等が必要と判断された建築物・設備を中心に長期的に利用する観点から効果的に実施するよう促す。また、損傷が軽微な早期段階に予防的な修繕等を実施することで建物等の機能の維持・回復を図る「予防保全型維持管理」を一層推進していくよう促す。

(2) 基準類の整備

・機構が設置する施設の定期点検については、建築基準法等で定められた 実施方法に基づいており、こられの基準類の改定等について、情報収集 し、必要に応じて情報提供等を行う。

(3)情報基盤の整備と活用

・機構の有する建物情報データベースにおいて、所有している建物等の取 得年月日等の基礎情報、劣化状況、修繕履歴等の収集・蓄積を促し、維 持管理・更新等の計画的な実施を支援する。

(4) 個別施設計画の策定・推進

• 個別施設計画(中長期保全計画(施設の運用段階における保全の実施内容、予定年度、概算額に係る計画))は、大規模な修繕が行われた後等、 その必要があるときは適宜見直しを行うよう促す。

(5) 新技術の開発・導入

・関係機関と連携しつつ、建築物全般に係る点検・診断、長寿命化に資する材料・構工法等や新技術が導入された先進的な取組事例を収集・把握し、機構との共有を図る。

(6)予算管理

- ・点検・診断を通じて把握した劣化・損傷の状況を踏まえ、個別施設毎に対策費用や緊急性を検討の上、優先順位を考慮し、計画的な取組を支援する。これにより、トータルコストの縮減、予算の平準化を図る。また、新技術の導入により、対策費用の縮減に努める。
- なお、国においても、維持管理・更新等が適切に行われるよう、必要な 予算の安定的な確保に努める。

(7) 体制の構築

- ・施設の老朽化の進行に伴い、今後ますます施設の維持管理・更新等に対する重要性が増すと見込まれることを見据え、維持管理・更新等を着実に実施するために必要となる技術系職員の人材確保や体制拡充を行うよう促す。
- 専門知識や経験の少ない保全担当者向けの情報提供を行うなど、保全業務の適正化に向けた支援を総合的に推進する。

(8) 法令等の整備

該当なし。

5. 年金

(1)点検・診断/修繕・更新等

• 官庁施設に準じて、法令等に基づき定期に点検等を継続するよう促す。 また、各種法令点検では把握が困難な損傷を伴わない設備類の劣化状況 について、予算の範囲内で老朽度診断等を実施し予防的な修繕について も促す。

(2) 基準類の整備

・官庁施設に準じて、建築基準法、官公庁施設の建設等に関する法律(昭

和26年法律第181号)等の基準類の改定等について周知徹底する。

(3)情報基盤の整備と活用

- 年金事務所の点検結果等の情報管理について、一元的なデータベース化 の推進を促す。
- 年金事務所の点検結果と過去の修繕履歴を基に予算の範囲内で、損傷が 軽微である早期段階に予防的な改修を進めさせる。

(4) 個別施設計画の策定・推進

- 日本年金機構が管理する年金事務所について、個別施設計画の策定等を 促す。
- ・個別施設計画は、「中長期保全計画(施設の運用段階における保全の実施内容、予定年度、概算額に係る計画)」によって構成し、必要に応じて、集約化、廃止・撤去、耐震化等の必要な対策を追加する。
- 「中長期保全計画」は、大規模な修繕が行われた後等、その必要がある ときは見直しを行うよう促す。

(5) 新技術の開発・導入

新技術の活用については、建築専門官や高度専門職(一級建築士)と協議し進めるよう促す。

(6) 予算管理

- 個別施設計画に基づき、計画的に維持管理 更新等が行われるよう促す とともに、新技術の導入等により、トータルコストの縮減、平準化が行 われるよう促す。
- ・また、国においても、維持管理・更新等が適切に行われるよう、必要な 予算の安定的な確保に努める。

(7) 体制の構築

・保全業務の適正化に向けた支援を総合的に実施するために必要となる人材・体制を確保することを促す。

(8) 法令等の整備

該当なし。

6. 官庁施設

(1)点検・診断/修繕・更新等

・厚生労働省が所管する官庁施設については、法令や告示に基づき定期(建築物の敷地及び構造は3年以内毎、建築設備は1年以内毎等)に点検等を継続する。

管理者としての取組

○点検・診断/修繕・更新等

- ・点検・診断については、後述の「(2)基準類の整備」に基づき、年に1回以上の定期点検を実施するなど、引き続き、適切な時期に目視その他適切な方法により実施する。
- ・保全については、後述の「(2)基準類の整備」の基準類に基づく建築物各部等の保全を確実に実施するなどにより、厚生労働省が管理する庁舎等(官庁施設のうち、宿舎以外の施設)について、保全実態調査で「施設の保全状況※」が「良好」(総評点が80点以上)と判断される施設の割合を、90%以上を維持するよう取組を継続する。
 - ※ 保全実施体制、保全計画の作成状況、定期点検等の実施状況、施設状況等を評価
- ・後述の「(4)個別施設計画の策定・推進」の個別施設計画に基づく修繕・更新を実施する。

〇研修・講習の充実

- ・保全担当者等を対象とした、各地方整備局等の営繕部等が毎年開催する「官庁施設保全連絡会議」等の研修等への参加により、点検方法や適正な保全の実施について情報を収集できるよう、周知徹底する。
- 〇担い手確保に向けた入札契約制度等の適正な運用・建築保全業務に係る共通仕様書や積算基準等を活用し、適正な保全業務委託を継続的に実施する。

(2) 基準類の整備

- ・ 官庁施設の定期点検については、建築基準法、官公庁施設の建設等に関する法律等で実施方法が定められている。
- ・また、保全については、「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」(平成17年国土交通省告示第551号)で建築物の各部等の保全されている状態とその確認方法等が定められている。
- これらの基準類の改定等について、周知徹底する。

管理者としての取組

- ・定期点検については、以下の基準類を適用する。
 - ー官公庁施設の建設等に関する法律(昭和26年法律第181号)
 - -国家機関の建築物の敷地及び構造の定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準を 定める件(平成20年国土交通省告示第1350号)
 - 国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の 判定基準を定める件(平成20年国土交通省告示第1351号)
- ・ 官庁施設の保全については、以下の基準類を適用する。
 - ー国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準(平成17年国土交通省告示第551号)
- 一国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領(平成17年6月1日付け国営管第59号、 国営保第11号国土交通省大臣官房官庁営繕部長通知)
- 上記の基準類について、改定等された場合、周知徹底する。

(3)情報基盤の整備と活用

- ・官庁施設においては、保全情報を蓄積・分析するため、平成26年度から「官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)」が運用されている。
- 同システムを活用し、保全の適正化が図れるよう官庁施設情報の登録を推進する。

管理者としての取組

・厚生労働省が管理する全ての官庁施設を対象に、保全の実施状況の調査(保全実態調査)に必要な施設の諸元等の情報を「官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)」に登録し、情報の更新を毎年実施する。

(4) 個別施設計画の策定・推進

- ・対象となる官庁施設について、個別施設計画の策定・更新を推進する。
- •個別施設計画は、「中長期保全計画(施設の運用段階における保全の実施内容、予定年度、概算額に係る計画)」及び「保全台帳(点検や修繕履歴等を記録する台帳)」によって構成されることを基本とし、必要に応じて、基本計画の「IV. 2. ⑤対策内容と実施時期」において記載された機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等の必要な対策を追加する。
- 個別施設計画の策定 更新状況について、各省各庁との情報交換を行う。
- ・中長期保全計画は、5年以内毎に見直しを行うほか、大規模な修繕が行われた後その他必要があるときは見直しを行う。

管理者としての取組

- ・全ての個別施設計画の対象施設において、「官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)」を活用するなどして、「中長期保全計画」及び「保全台帳」を作成し、必要に応じて、対策内容を追加することにより、個別施設計画の策定を完了する。
- ・ 策定した個別施設計画を更新する。

(5) 新技術の開発・導入

・建築物全般に係る点検・診断、長寿命化に資する材料・構工法等について、情報共有に努める。

管理者としての取組

- ・建築物全般に係る点検・診断に関する新技術が現場導入されている取組事例等を収集し、情報共有に 努める。
- ・長寿命化に資する材料・構工法について、改修等の機会を捉えて、より一層の現場導入・普及を検討 する。

(6) 予算管理

• 個別施設計画に基づく戦略的な維持管理・更新等の推進や新技術の導入により、トータルコストの縮減、平準化を図るとともに、必要な予算の安定的な確保に向けた取組を進める。

管理者としての取組

・必要な予算の安定的な確保に努め、前述の「(4)個別施設計画の策定・推進」の個別施設計画に基づく計画的な点検・診断、修繕・更新を実施するとともに、前述の「(5)新技術の開発・導入」の取組を推進することで、トータルコストの縮減・平準化を図る。

(7) 体制の構築

専門知識や経験の少ない保全担当者に対する情報提供や研修を行うなど、 保全業務の適正化に向けた支援を総合的に推進する。

管理者としての取組

○技術者の確保・育成

- ・厚生労働省が管理する全ての官庁施設で施設保全責任者を設置する。
- ・前述の「(1)点検・診断/修繕・更新等」の「〇研修・講習の充実」の取組を行う。

(8) 法令等の整備

該当なし。

VI. フォローアップ計画

本計画を継続し発展させるため、計画に関する進捗状況を把握し、「V. 必要施策に係る取組の方向性」の「施設毎の具体的な取組」を引き続き充実・深化させるとともに、必要に応じて本計画の改定を行う。

また、計画に関する進捗状況等について、「インフラ老朽化対策の推進に 関する関係省庁連絡会議」等において共有する。

なお、本計画の取組の進捗や、各分野における最新の取組状況等については、厚生労働省ホームページを通じて情報提供を図る。